

氷見市 Wi-Fi 整備等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付要綱（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、氷見市 Wi-Fi 整備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者及び補助金の交付）

第2条 氷見市長（以下「市長」という。）は、外国人旅行者の受入態勢の整備促進を図るため、氷見市内の観光施設（国又は地方公共団体等が管理運営する施設を除く。）が行う旅行者受入態勢の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、観光施設が行う次の新規事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費とする。

- (1) Wi-Fi 等の無線 LAN の整備
- (2) カード決済の導入
- (3) AI 音声翻訳機（付属品を含む。）の購入
- (4) 外国語版パンフレット、指差し会話集、ホームページ等の作成
- (5) 外国語番組放映の導入
- (6) 外国人旅行者受入れのための従業員に対して行う語学研修等
- (7) その他外国人旅行者の受入態勢整備に必要と認められる事業

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助事業の実施に要する経費（前条第3号の補助事業の実施に要する経費については、1台につき20,000円を限度とする。）の2分の1以内とし、原則として400,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第3条第1号から3号までに係る補助金の交付申請は、原則として1者につき1回限りとする。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付

決定をするとともに、決定の内容を申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市に報告してその指示を受けること。
- (2) 補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けておくこと。

（事業計画の変更等の承認申請）

第8条 補助金の事業計画変更等の承認を受けようとする者は、氷見市 Wi-Fi 整備等支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）による申請しなければならない。

（実績報告、額の確定及び支払い）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。
- 3 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付決定の内容に適合すると認めた場合には、交付する額を確定し、補助事業者に通ずるものとする。
- 4 補助事業者は、前項の通知を受けた後、市長に確定額を請求するものとする。
- 5 市長は、前項の請求を受けた場合、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の返還等）

第10条 市は、助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき

（補助金調書等）

第11条 補助金に関する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。